

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 24 年 10 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	5
学校保健統計調査（平成24年承認）（文部科学省）	5
作物統計調査（平成24年承認）（農林水産省）	9
海面漁業生産統計調査（平成24年承認）（農林水産省）	14
3 一般統計調査の承認	17
民間企業の勤務条件制度等調査（平成24年承認）（人事院）	17
ユニットロード貨物流動調査（平成24年承認）（国土交通省）	19
消費生活協同組合（連合会）実態調査（平成24年承認）（厚生労働省）	21
能力開発基本調査（平成24年承認）（厚生労働省）	23
青少年のインターネット利用環境実態調査（平成24年承認）（内閣府）	27
労働安全衛生特別調査（平成24年承認）（厚生労働省）	29
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（平成24年承認）（厚生労働省）	33
全国イノベーション調査（平成24年承認）（文部科学省）	35
4 届出統計調査の受理	37
(1) 新規	37
山梨県観光入込客統計調査（平成24年届出）（山梨県）	37
民間賃貸住宅空家実態調査（平成24年届出）（福岡市）	38
岡山市における交通実態調査（平成24年届出）（岡山市）	39
滋賀の物流に関するアンケート調査（平成24年届出）（滋賀県）	41
北海道観光入込客数調査（平成24年届出）（北海道）	42
バイオマス系廃棄物再資源化取組検討に係る事業者アンケート調査（平成24年届出）（三重県）	43
市民の健康づくりに関するアンケート調査（平成24年届出）（福岡市）	45
宮崎県観光入込客統計調査（平成24年届出）（宮崎県）	46
長野県高年齢者・障害者雇用実態調査（平成24年届出）（長野県）	47
長崎県健康増進計画「健康ながさき21」に係るアンケート調査（平成24年届出）	

(長崎県)	48
都内外資系企業基礎調査(平成24年届出)(東京都)	49
国別外国人旅行者行動特性調査(平成24年届出)(東京都)	50
東京都観光客数等実態調査(平成24年届出)(東京都)	51
クリエイティブ産業の投資動向等に関するアンケート調査(平成24年届出)(大阪府)	53
平成23年度奈良県紀伊半島大水害間接被害調査(平成24年届出)(奈良県)	54
管理栄養士等の採用状況等に関する調査(平成24年届出)(長野県)	55
がん対策に関するアンケート調査(平成24年届出)(福岡県)	56
宮城県観光客入込数調査(平成24年届出)(宮城県)	57
宮城県観光動態調査(平成24年届出)(宮城県)	58
(2) 変更	59
県民健康・栄養実態調査(平成24年届出)(新潟県)	59
愛知県推計人口調査(平成24年届出)(愛媛県)	61
中小企業労働条件等実態調査(平成24年届出)(東京都)	62
石川県廃棄物排出量実態調査(平成24年届出)(石川県)	65
県民生活習慣実態調査(平成24年届出)(岩手県)	69
静岡中部都市圏パーソントリップ調査(平成24届出)(静岡県・静岡市)	71
東京都 企業の管理活動等に関する実態調査(平成24年届出)(東京都)	72
京都府民のスポーツに関する調査(平成24年届出)(京都府)	73
岐阜県観光入込客統計調査(平成24年届出)(岐阜県)	74
県民経済計算基礎調査(平成24年届出)(新潟県)	75
中小企業景況調査(平成24年届出・3回目)(愛知県)	78

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校保健統計調査	文部科学大臣	承認事項の変更 平成25年調査の実施に当たり、学校保健安全法施行規則の改正に伴い、結核の精密検査に係る「委員会での検討を必要とする者」の事項を削除	H24.10.30
海面漁業生産統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 本調査の結果表の作成に利用している行政記録情報（漁獲成績報告書等）の分析作業を行っている独立行政法人の組織改編に伴い、当該情報を取りまとめている調査組織の一部を変更	H24.10.30
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 耕地面積調査において、GISを活用して、標本単位区の設定等を効率化するための作業方法の変更 野菜等を対象とした収穫量調査等における調査票の変更及び調査対象品目の追加	H24.10.30

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H24.10.2	民間企業の勤務条件制度等調査	人 事 院 総 裁
H24.10.9	ユニットロード貨物流動調査	国 土 交 通 大 臣
H24.10.10	消費生活協同組合（連合会）実態調査	厚 生 労 働 大 臣
H24.10.11	能力開発基本調査	厚 生 労 働 大 臣
H24.10.22	青少年のインターネット利用環境実態調査	内 閣 総 理 大 臣
H24.10.23	労働安全衛生特別調査	厚 生 労 働 大 臣
H24.10.26	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	厚 生 労 働 大 臣
H24.10.31	全国イノベーション調査	文 部 科 学 大 臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H24.10.5	山梨県観光入込客統計調査	山 梨 県 知 事
H24.10.5	民間賃貸住宅空家実態調査	福 岡 市 長
H24.10.9	岡山市における交通実態調査	岡 山 市 長
H24.10.10	滋賀の物流に関するアンケート調査	滋 賀 県 知 事
H24.10.12	北海道観光入込客数調査	北 海 道 知 事
H24.10.12	バイオマス系廃棄物再資源化取組検討に係る事業者アンケート調査	三 重 県 知 事
H24.10.15	市民の健康づくりに関するアンケート調査	福 岡 市 長
H24.10.15	宮崎県観光入込客統計調査	宮 崎 県 知 事
H24.10.17	長野県高年齢者・障害者雇用実態調査	長 野 県 知 事
H24.10.17	長崎県健康増進計画「健康ながさき21」に係るアンケート調査	長 崎 県 知 事
H24.10.18	都内外資系企業基礎調査	東 京 都 知 事
H24.10.18	国別外国人旅行者行動特性調査	東 京 都 知 事
H24.10.18	東京都観光客数等実態調査	東 京 都 知 事
H24.10.19	クリエイティブ産業の投資動向等に関するアンケート調査	大 阪 府 知 事
H24.10.19	平成23年度奈良県紀伊半島大水害間接被害調査	奈 良 県 知 事
H24.10.22	管理栄養士等の採用状況等に関する調査	長 野 県 知 事
H24.10.26	がん対策に関するアンケート調査	福 岡 県 知 事
H24.10.30	宮城県観光客入込数調査	宮 城 県 知 事
H24.10.30	宮城県観光動態調査	宮 城 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H24.10.3	県民健康・栄養実態調査	新 潟 県 知 事
H24.10.3	愛知県推計人口調査	愛 媛 県 知 事
H24.10.5	中小企業労働条件等実態調査	東 京 都 知 事
H24.10.5	石川県廃棄物排出量実態調査	石 川 県 知 事
H24.10.9	県民生活習慣実態調査	岩 手 県 知 事
H24.10.10	静岡中部都市圏パーソントリップ調査	静岡県知事、静岡市長
H24.10.11	東京都 企業の管理活動等に関する実態調査	東 京 都 知 事
H24.10.16	京都府民のスポーツに関する調査	京 都 府 知 事
H24.10.19	岐阜県観光入込客統計調査	岐 阜 県 知 事
H24.10.23	県民経済計算基礎調査	新 潟 県 知 事
H24.10.26	中小企業景況調査	愛 知 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 学校保健統計調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月30日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 本調査は、学校における幼児、児童及び生徒の発育、健康等の状態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 この統計は、学校における健康診断の結果の記録に基づいて作成される統計であり、始まりは、明治33年の「生徒児童身体検査統計」である。このとき作成の基となったのは、「学生生徒身体検査規程（明治33年3月26日文部省令第4号）」に基づいて行われた身体検査の結果の記録であった。戦時中は、身体検査が徹底して行われなかったため、統計の作成は昭和14年を最後に中断し、戦後の昭和22年まで作成されなかった。昭和23年に、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査となり、名称を「学校衛生統計」とし、学校身体検査規程（昭和19年5月17日文部省令第33号）に基づいて行われた身体検査の結果の記録を基に作成する統計として再出発した。昭和33年に、学校保健法（昭和33年法律第56号）が制定され、学校における身体検査は、以後はこの法律に基づく健康診断として行われることになった。これに対応して、昭和35年に名称が「学校保健統計」に、また、これを作成するための指定統計調査名が「学校保健統計調査」に改められた。昭和52年に、「学校保健統計調査」の調査対象の選定方法が、都道府県の負担軽減のため、従来の単純比例抽出から各都道府県ごとに同数を抽出する確率比例抽出となった。平成18年に、調査対象の選定方法が、確率比例抽出から層化抽出となった。

【調査の構成】 1 - 発育状態調査票（幼稚園） 2 - 発育状態調査票（小学校） 3 - 発育状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程） 4 - 発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程） 5 - 健康状態調査票（幼稚園） 6 - 健康状態調査票（小学校） 7 - 健康状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程） 8 - 健康状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）

【公表】 インターネット及び印刷物（速報：調査実施年の12月、報告書：調査実施年の翌年3月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の変更。

【調査票名】 1 - 発育状態調査票（幼稚園）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国、公、私立の幼稚園 （抽出枠）
学校基本調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,645 / 72,380 （配布）郵

送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1．身長、2．体重、3．座高

【調査票名】 2 - 発育状態調査票（小学校）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の小学校（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,820 / 270,720（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1．身長、2．体重、3．座高

【調査票名】 3 - 発育状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の中学校、中等教育学校の前期課程（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,880 / 225,600（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1．身長、2．体重、3．座高

【調査票名】 4 - 発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,410 / 126,900（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1．身長、2．体重、3．座高

【調査票名】 5 - 健康状態調査票（幼稚園）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の幼稚園（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,645 / 97,738（配布）郵

送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1．栄養状態、2．脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3．視力、4．聴力、5．眼の疾病・異常の有無、6．耳鼻咽喉頭疾患の有無、7．皮膚疾患の有無、8．歯・口腔の疾病・異常の有無、9．結核の有無、10．心臓の疾病・異常の有無、11．尿、12．寄生虫卵の有無、13．その他の疾病・異常の有無、14．結核に関する検診の結果

【調査票名】 6 - 健康状態調査票（小学校）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の小学校（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,820 / 1,351,623（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1．栄養状態、2．脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3．視力、4．聴力、5．眼の疾病・異常の有無、6．耳鼻咽喉頭疾患の有無、7．皮膚疾患の有無、8．歯・口腔の疾病・異常の有無、9．結核の有無、10．心臓の疾病・異常の有無、11．尿、12．寄生虫卵の有無、13．その他の疾病・異常の有無、14．結核に関する検診の結果

【調査票名】 7 - 健康状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の中学校、中等教育学校の前期課程（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,880 / 843,899（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1．栄養状態、2．脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3．視力、4．聴力、5．眼の疾病・異常の有無、6．耳鼻咽喉頭疾患の有無、7．皮膚疾患の有無、8．歯・口腔の疾病・異常の有無、9．結核の有無、10．心臓の疾病・異常の有無、11．尿、12．寄生虫卵の有無、13．その他の疾病・異常の有無、14．結核に関する検診の結果

【調査票名】 8 - 健康状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国、公、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程 (抽出枠)学校基本調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,410/1,060,032 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年4月1日～6月30日 (系統)文部科学省-都道府県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.栄養状態、2.脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3.視力、4.聴力、5.眼の疾病・異常の有無、6.耳鼻咽喉頭疾患の有無、7.皮膚疾患の有無、8.歯・口腔の疾病・異常の有無、9.結核の有無、10.心臓の疾病・異常の有無、11.尿、12.寄生虫卵の有無、13.その他の疾病・異常の有無、14.結核に関する検診の結果

【調査名】 作物統計調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施している。昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。平成14年には、（1）関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、（2）調査対象品目の選定基準の策定、（3）調査票の統廃合、OCR化等を実施した。平成17年には、（1）作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、（2）てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。平成19年には、（1）かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、（2）耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、（3）水稲以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稲以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。統計法の全部改正に伴い、平成21年4月から基幹統計調査に移行している。

【調査の構成】 1 - 耕地面積調査 2 - 作付面積調査 3 - 作柄概況調査 4 - 予想収穫量調査 5 - 収穫量調査 6 - 被害応急調査 7 - 共済減収調査

【公表】 インターネット及び印刷物（各公表の公表予定時期については、おおむね次のとおり。1．耕地面積調査は、10月下旬、2．作付面積調査は、作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年の2月上旬の間、3．作柄概況調査は、7月～9月の各下旬、4．予想収穫量調査は、10月下旬、5．収穫量調査は作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年5月下旬までの間、6．被害応急調査は、原則として四半期ごと及び天災融資法発動の際、7．共済減収調査は、各作物ごとに調査実施後3か月以内。）

【備考】 今回の変更は、調査票様式及び調査事項の一部変更。本調査は、調査事項や作物の種類により、約30種類の調査票により行われているが、ここでは、調査内容の種別により、7種類に区分して記載している。

【調査票名】 1 - 耕地面積調査

【調査対象】 （地域）全国 （単位）圃場 （属性）圃場

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約40000 / 約2000000 （配

布)(職員又は調査員による実測調査) (収集)(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)毎年7月15日現在 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月上旬~7月下旬

【調査事項】 1.耕地の田畑別面積、2.耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

【調査票名】 2-作付面積調査

【調査対象】 (地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。)
(単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)1.圃場、2.農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3.耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数)7,820/26920(水稻を除く) (配布)水稻(職員又は調査員による実測調査)、水稻以外の作物(郵送) (収集)水稻(職員又は調査員による実測調査)、水稻以外の作物(郵送) (記入)併用 (把握時)作物により、7月15日、9月1日又は収穫期 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局-報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター-報告者、農林水産省-地方農政局-報告者、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター-報告者、農林水産省-北海道農政事務所-報告者、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)-報告者(水稻については、調査員又は職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)水稻については、7月上旬~7月下旬。それ以外の作物については、把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別作付面積

【調査票名】 3-作柄概況調査

【調査対象】 (地域)全国(7月15日現在調査については、徳島県、高知県、宮崎県、鹿兒島県及び沖縄県) (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約2000000 (配布)(職員による実測調査) (収集)(職員による実測調査) (記入)他計 (把握時)7月15日、8月15日及びもみ数確定期 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年3回 (実施期日)把握時の前後の期間

【調査事項】 水稻の時期別の作柄概況

【調査票名】 4 - 予想収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約2000000 (配布)(職員による実測調査) (収集)(職員による実測調査) (記入)他計 (把握時)毎年10月15日現在 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月上旬~10月中旬

【調査事項】 水稻の予想収穫量

【調査票名】 5 - 収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。)(単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)1.圃場、2.農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3.耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数)約95000/約100000 (配布)水稲(職員による実測調査) 水稲以外の作物(郵送) (取集)水稲(職員による実測調査) 水稲以外の作物(郵送) (記入)併用 (把握時)作物ごとの収穫期 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局-報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター-報告者、農林水産省-地方農政局-報告者、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター-報告者、農林水産省-北海道農政事務所-報告者、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)-報告者(水稲については、職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別収穫量(水稲にあつてはその災害種類別の被害量、果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。)

【調査票名】 6 - 被害応急調査

【調査対象】 (地域)作物について重大な被害が発生したと認められる地域 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)有意抽出 (配布)(職員による実測調査) (取集)(職員による実測調査) (記入)他計 (把握時)農作物に重大な被害が発生したとき (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)農作物に重大な被害が発生したと認められる場合、速やかに行う。

【調査事項】 災害を受けた作物(作物について重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地のうちからセンターの長が選定した土地において栽培される作物)の災害種類別作付面積及び被害量

【調査票名】 7 - 共済減収調査

【調査対象】 (地域)農作物、畑作物及び果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当

該作物ごとに農林水産省統計部長が定める都道府県（単位）圃場（属性）圃場

【調査方法】（選定）無作為抽出（配布）（職員による実測調査）（収集）（職員による実測調査）（記入）他計（把握時）作物により、収穫期又は暴風雨が発生したとき（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター、農林水産省 - 地方農政局、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター、農林水産省 - 北海道農政事務所、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）原則として収穫期に行う。ただし、りんご、ぶどう、なし及びももについては、暴風雨が発生した場合、速やかに行う。

【調査事項】作物（農業災害補償法第84条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出した土地において栽培される当該作物）の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

【調査名】 海面漁業生産統計調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、海面漁業生産統計を作成し、海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和26年4月に「海面漁業漁獲統計調査」として開始した。昭和27年に指定統計第54号を作成するための調査となり、昭和48年4月に名称を「海面漁業生産統計調査」に変更した。昭和55年に調査事項の追加を行うとともに、集計事務の一部に電算処理を導入した。平成7年に地方農政局統計情報部・同局統計情報事務所と本省間がオンライン化されたことに伴い、局・事務所管内における集計結果を見る情報処理組織を使用して本省に送付することを導入した。平成18年に、調査の範囲を従来の漁業経営体から、原則、水揚機関に変更することにより、調査客体数の大幅な縮減を図るとともに、調査事項等について大幅な見直しを行い、また、漁業センサスとの役割分担及び漁業に関する統計の体系的整備を図った。なお、指定漁業を営む場合は、農林水産大臣の許可を必要とするとともに、漁獲成績報告書の提出を義務付けられているため、本調査においては、この報告書（行政記録情報）が活用されている。平成24年に、集計表を1つ（資源回復計画対象魚種漁獲量）削除した。

【調査の構成】 1 - 稼働量調査票 2 - 海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用） 3 - 海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の4月及び調査実施年の翌年2月）

【備考】 今回の変更は、集計に当たり活用する行政記録情報の一部について、取りまとめる者を変更。

【調査票名】 1 - 稼働量調査票

【調査対象】 （地域）海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）世帯、事業所（属性）海面漁業経営体（抽出枠）稼働量調査客体名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）760（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）毎年1月1日～12月31日（系統）1．地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - （調査員） - 報告者、2．地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - （調査員） - 報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省 - 地方農政局 - （調査員） - 報告者、3．北海道：（地域センター管轄

地域)農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - (調査員) - 報告者、
(地域センター管轄地域外)農林水産省 - 北海道農政事務所 - (調査員) -
報告者、4 . 沖縄県:農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センタ
ー - (調査員) - 報告者、5 . 地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除
く.):農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - (地域センター)
- (調査員) - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年1月1日～3月31日

【調査事項】 1 . 海面漁業経営体の氏名又は名称、住所並びに使用した漁船名及びトン
数、2 . 漁業種類別の出漁日数、3 . その他前1及び2に関連する事項

【調査票名】 2 - 海面漁業漁獲統計調査票(水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用)

【調査対象】 (地域)海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第
86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(単位)世帯、
事業所、組合(属性)海面漁業経営体及び水揚機関(抽出枠)前年の調
査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関
で把握できない漁業経営体等名簿

【調査方法】 (選定)全数(客体数)2,930(配布)水揚機関用:調査員、漁
業経営体用:郵送、一括調査用:調査員(収集)水揚機関用:調査員、漁
業経営体用:郵送、一括調査用:調査員(記入)併用(把握時)毎年1
月1日～12月31日(かつお、まぐろ類は、半年毎1月1日～6月30日、
7月1日～12月31日)(系統)1 . 地方農政局が所在する府県であっ
て地域センターが所在しない府県:農林水産省 - 地方農政局 - (調査員) -
報告者、2 . 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:
(地域センター管轄地域)農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - (調査
員) - 報告者、(地域センター管轄地域外)農林水産省 - 地方農政局 - (調
査員) - 報告者、3 . 北海道:(地域センター管轄地域)農林水産省 - 北海
道農政事務所 - 地域センター - (調査員) - 報告者、(地域センター管轄地
域外)農林水産省 - 北海道農政事務所 - (調査員) - 報告者、4 . 沖縄県:
農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - (調査員) - 報
告者、5 . 地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省 - 地
方農政局 - 取りまとめ地域センター - (地域センター) - (調査員) - 報
告者

【周期・期日】 (周期)年(かつお、まぐろ類は半年)(実施期日)毎年1月1日～
3月31日(半年毎に行うものにあつては、毎年1月1日～3月31日及
び7月1日～9月30日)

【調査事項】 1 . 水揚機関用・漁業経営体用(漁業種類別及び生産物種類別の生産量)

2. 一括調査用（漁業種類・規模別の漁労体数、1漁労体当たり平均出漁日数、1漁労体当たり平均漁獲量）

【調査票名】 3 - 海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）

【調査対象】（地域）海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）世帯、事業所、組合（属性）海面漁業経営体及び水揚機関（抽出枠）前年の調査結果から作成された海面養殖業収獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない養殖業経営体名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,770（配布）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（収集）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（記入）併用（把握時）毎年1月1日～12月31日（のり類及びかき類については、半年毎1月1日～6月30日、7月1日～12月31日）（系統）1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - （調査員） - 報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - （調査員） - 報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省 - 地方農政局 - （調査員） - 報告者、3. 北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - （調査員） - 報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省 - 北海道農政事務所 - （調査員） - 報告者、4. 沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - （調査員） - 報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター） - （調査員） - 報告者

【周期・期日】（周期）年（のり類及びかき類は半年）（実施期日）毎年1月1日～3月31日（半年毎に行うものにあつては、毎年1月1日～3月31日及び7月1日～9月30日）

【調査事項】 1. 水揚機関用・漁業経営体用（水揚機関名・漁業経営体名、養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量、年間投餌量） 2. 一括調査用（養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収獲量）

一般統計調査の承認

【調査名】 民間企業の勤務条件制度等調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月2日

【実施機関】 人事院職員福祉局職員福祉課

【目的】 本調査は、民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び災害補償法定外給付等の諸制度を調査し、公務員の勤務条件検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和46年に開始され、以後毎年実施されている。旧統計法（昭和22年法律第18号）下では「届出統計調査」として扱われてきたが、全部改正された新統計法（平成19年法律第53号）により、一般統計調査として扱われることになった。なお、人事院では、民間企業退職金実態調査を昭和36年度からおおむね5～6年ごとに民間企業の退職金に関する調査を実施してきたが、平成18年調査は「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」（平成18年4月28日閣議決定）において、人事院が諸外国の公務員年金や、民間の企業年金及び退職金について調査を実施することとされたことを受け、「民間企業退職給付（企業年金・退職一時金等）調査」として実施したところであるが、当該調査の平成23年調査の実施に当たっては、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点から、本調査において退職給付制度等に関する事項として実施した。

【調査の構成】 1 - 民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【公表】 プレス、インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年9月末予定）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常勤の従業者数50人以上の民間企業（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象企業名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）6,413/37,049（配布）郵送・職員（収集）郵送・職員（記入）併用（把握時）毎年10月1日現在（系統）人事院 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月1日～同年11月20日（平成24年調査は、平成24年10月11日～同年11月30日とする）

【調査事項】 1. 基本属性（1）企業全体の常勤従業者数、（2）主な事業内容、ア.

労働基準法第36条に基づく協定によって延長できる労働時間、イ．社宅の状況等（1）社宅の保有の有無、転勤の有無等、（2）社宅の保有割合、世帯用社宅の使用料及び世帯用社宅の入居要件等、ウ．夏季休暇制度、エ．正社員以外の有期雇用従業員の年次有給休暇制度、オ．業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度、カ．従業員の退職管理等の状況（1）定年制の状況、（2）定年制の今後の変更予定、（3）継続雇用制度の状況、（4）退職給付制度の状況

【調査名】 ユニットロード貨物流動調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月9日

【実施機関】 国土交通省港湾局計画課企画室

【目的】 本調査は、内貿ユニットロード貨物（コンテナ船・RORO船・自動車航送船により運搬されるもの）の流動実態を把握するとともに、対岸諸国（中国・韓国・ロシア等）との海上運送量が増大していることを鑑み、外貿ユニットロード貨物（RORO船、自動車航送船により運搬されるもの）の流動実態を把握することにより、複合一貫輸送に対応した効率的な物流体系を構築するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成12年度に1回限りで実施し、平成19年度以降は、5年周期で実施。平成24年度より、外貿ユニットロード貨物流動調査票が新たに追加され、調査の名称を「内貿ユニットロード貨物流動調査」から「ユニットロード貨物流動調査」に変更された。

【調査の構成】 1 - 内貿ユニットロード貨物流動調査（コンテナ船・RORO船貨物流動調査） 2 - 内貿ユニットロード貨物流動調査（自動車航送船利用動向調査） 3 - 外貿ユニットロード貨物流動調査（RORO船・自動車航送船貨物流通調査）

【公表】

【備考】 今回の変更は、調査対象航路、調査事項及び基準となる期日の変更。

【調査票名】 1 - 内貿ユニットロード貨物流動調査（コンテナ船・RORO船貨物流動調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）コンテナ船・RORO船により運航され、不特定荷主を集荷対象とする内貿定期航路を運航する船舶運航事業者（抽出枠）港湾管理者が行った港湾施設の使用の許可に係る情報等を基に作成した船舶運行事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）30 （配布）郵送・オンライン・ファクシミリ （収集）郵送・オンライン・ファクシミリ （記入）自計 （把握時）平成24年11月1日～11月30日までの1カ月間のうち、平均的な輸送量の4航海（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年11月1日～12月14日

【調査事項】 1．船名、発着港名、出入航月日、2．輸送機器（輸送機器の種類、実空別、搬入時刻）、3．トラック、トレーラー等（種類、台数）、4．コンテナ（種類、規格、個数、バンニング場所）、5．貨物（発地/着地、仕出/仕向施設、工場の種別、荷送人/荷受人業種、輸送機関、発港入荷施設/着港出荷施設、品目、重量）

【調査票名】 2 - 内貿ユニットロード貨物流動調査（自動車航送船利用動向調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）不特定荷主を集荷対象とする内貿定期航路を運航する自動車航送船に乗船した車両（トラック、トレーラー等の貨物を運搬するものに限る。）の運転手

【調査方法】（選定）全数（客体数）8,000（配布）郵送・オンライン・ファクシミリ（収集）郵送・オンライン・ファクシミリ（記入）自計（把握時）平成24年11月1日～11月30日までの1カ月間のうち、平均的な輸送量の2日間（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 船舶運航事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成24年11月1日～12月14日

【調査事項】1. フェリー（自動車航送船）航路の概要、2. 車両（大きさ、車種、コンテナの大きさ、空ノ実入り、無人航送の有無）、3. 出発地/目的地（施設の種類等）、4. 積載品目

【調査票名】 3 - 外貿ユニットロード貨物流動調査（RORO船・自動車航送船貨物流通調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）RORO船・自動車航送船により運航され、不特定荷主を集荷対象とする外貿定期航路を運航する船舶運航事業者（抽出枠）港湾管理者が行った港湾施設の使用の許可に係る情報等を基に作成した船舶運行事業者名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）14（配布）郵送・オンライン・ファクシミリ（収集）郵送・オンライン・ファクシミリ（記入）自計（把握時）平成24年11月1日～11月30日までの1カ月間のうち、平均的な輸送量の4航海（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成24年11月1日～12月14日

【調査事項】1. 船名、発港/着港名、出入港月日、2. 輸送機器（輸送機器の種類、実空別、搬出入時刻）、3. トラック、トレーラー等（種類、台数）、4. コンテナ（種類、規格、個数、バンニング・デバンニング場所）、5. 貨物（発地/着地、仕出/仕向施設、工場の種別、荷送人/荷受人業種、輸送機関、発港入荷施設/着港出荷施設、品目、重量）

【調査名】 消費生活協同組合（連合会）実態調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月10日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室

【目的】 本調査は、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に関する事業の状況、財務の状況等の基本的事項を明らかにし、消費生活協同組合制度に関する施策形成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費生活協同組合（連合会）実態調査票 組合票 2 - 消費生活協同組合（連合会）実態調査票 連合会票 3 - 消費生活協同組合（連合会）実態調査票 都道府県票

【公表】 インターネット（調査実施翌年の5月中旬）

【備考】 今回の変更は、生協の財務の状況に関し、これまで調査客体（生協）に対し調査票への記載を求めていたものを所管行政方の行政記録情報から把握するように変更するもの。

【調査票名】 1 - 消費生活協同組合（連合会）実態調査票 組合票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）協同組合 （属性）消費生活協同組合（抽出枠）厚生労働省、地方厚生局及び都道府県が各々整備している所管組合の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）900 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日の属する事業年度 （系統）配布：厚生労働省 - （都道府県） - 報告者、回収：報告者 - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月末日

【調査事項】 組合の事業状況等調査票記載の事項

【調査票名】 2 - 消費生活協同組合（連合会）実態調査票 連合会票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）連合会 （属性）消費生活協同組合連合会（抽出枠）厚生労働省、地方厚生局及び都道府県が各々整備している所管組合の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）80 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日の属する事業年度 （系統）配布：厚生労働省 - （都道府県） - 報告者、回収：報告者 - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月末日

【調査事項】 連合会の事業状況等調査票記載の事項

【調査票名】 3 - 消費生活協同組合（連合会）実態調査票 都道府県票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)都道府県 (属性)都道府県 (抽出枠)厚生労働省、地方厚生局及び都道府県が各々整備している所管組合の名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)47 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年4月1日の属する事業年度 (系統)配布：厚生労働省 - 都道府県、回収：都道府県 - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年12月末日

【調査事項】 財務状況等調査票記載の事項

【調査名】 能力開発基本調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月11日

【実施機関】 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

【目的】 本調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年から17年まで厚生労働省から業務を委託された民間事業者が行っていた調査を前身としているが、前身の調査の回収率が低い（おおむね20%程度）ことから、能力開発行政のための基礎資料として精度の高い結果を得るため、国が直接実施する統計調査であることを明示し、回収率の向上に努めることとし、また、「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成18年5月参議院厚生労働委員会及び平成18年6月衆議院厚生労働委員会）において、職場における非正規労働者に対する能力開発の実態を把握することとされたことを踏まえ、平成18年から厚生労働省が毎年実施しているものである。

【調査の構成】 1 - 能力開発基本調査（企業票） 2 - 能力開発基本調査（事業所票）
3 - 能力開発基本調査（個人票）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の3月）

【備考】 今回の変更は、母集団の変更及びそれに伴う調査対象数の変更、並びに調査の実施期間の変更、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 能力開発基本調査（企業票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民間企業。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,200/147,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込み）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日～12月7日(平成24年度調査に限り、10月22日～12月14日)

【調査事項】 1. 企業の概要について(企業全体の常用労働者数)、2. OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用について、3. 能力開発の方向付けについて、4. 能力開発の実績・見込みについて、5. 事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者について(1)事業内職業能力開発計画の作成状況、(2)職業能力開発推進者の選任状況

【調査票名】 2 - 能力開発基本調査(事業所票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」(抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,000/235,000 (配布)郵送 (収集)調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込み) (系統)調査票の配布:厚生労働省-民間事業者-報告者、調査票の回収:報告者-調査員-民間事業者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日～12月7日(平成24年度調査に限り、10月22日～12月14日)

【調査事項】 1. 事業所の概要について(1)企業全体の常用労働者数、(2)事業所の常用労働者数、(3)事業所の離職者数、(4)雇用管理制度の導入状況、(5)事業内職業能力開発計画の作成の有無、(6)職業能力開発推進者の選任の有無、2. 教育訓練の実施に関する事項について(1)OFF-JTの実施状況、(2)実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類、(3)受講したOFF-JTの内容、(4)計画的なOJTの実施状況、3. 人材育成について(1)人材育成に関する問題点、(2)ジョブ・カードの認知状況及び活用状況、(3)キャリア形成促進助成金制度の認知状況及び活用状況、4. 労働者のキャリア形成支援について(1)労働者に求める能力の周知状況、(2)教育訓練や自己啓発に関する労働者の希望の把握状況、(3)教育

訓練休暇制度の導入状況、(4) キャリア・コンサルティング制度の導入状況、(5) 労働者に対する自己啓発への支援の内容、(6) 労働者に対する職業生活設計を考える場の提供方法、5. 労働者の職業能力評価について(1) 職業能力評価の実施状況、(2) 職業能力評価における資格の利用状況、(3) 資格を受験する労働者に対する費用補助の状況、(4) 職業能力評価の活用状況、(5) 職業能力評価の取組における問題点、(6) 職業能力評価基準のメリットについて、6. 厚生労働省が実施する技能検定制度について(1) 技能検定の認知状況、(2) 技能検定の利点について、(3) 技能検定の問題点について、7. 技能の継承について(1) 技能継承の問題の有無、(2) 技能継承の取組状況

【調査票名】 3 - 能力開発基本調査(個人票)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所に雇用されている常用労働者。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」(抽出枠) 事業所票の調査対象事業所

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 29,400 / 21,085,000 (配布) 調査員 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込み) (系統) 調査票の配布: 厚生労働省 - 民間事業者 - 調査員 - 調査対象事業所 - 報告者、調査票の回収: 報告者 - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年10月9日~12月14日(平成24年度調査に限り、10月25日~12月21日)

【調査事項】 1. 労働者の属性について(1) 性別、(2) 年齢、(3) 就業状態、(4) 最終学歴、(5) 雇用形態、(6) 勤続年数、(7) 業務、(8) 役職、(9) 1週間の就業時間、2. 会社を通して受講した教育訓練について(1) 求められている能力の周知状況、(2) OFF-JTの受講状況、(3) 受講したOFF-JTの延べ受講時間、(4) 受講したOFF-JTの役立ち度、(5) 部下、同僚、仕事仲間に対しての指導状況及び上司、同僚、仕事仲間からの指導状況、(6) 上司、同僚、仕事仲間からの指導等の役立ち度、3. 自己

啓発について（１）自己啓発の実施状況、（２）自己啓発の実施内容、（３）自己啓発の実施時間、（４）自己啓発の自己負担費用、（５）自己啓発の費用補助の状況、（６）自己啓発の費用補助額、（７）自己啓発を行った理由、（８）自己啓発の業務における役立ち度、（９）社外で実施する自己啓発に対する職場の協力状況、（１０）自己啓発の問題点、４．これからの職業生活設計について（１）職業生活設計に対する考え方、（２）キャリア・コンサルティングの利用状況、（３）教育訓練休暇制度の有無、（４）教育訓練休暇制度の利用状況及び今後の利用予定、（５）キャリア形成に向けた取組に対する考え方

【調査名】 青少年のインターネット利用環境実態調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月22日

【実施機関】 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）

【目的】 本調査は、平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（いわゆる「青少年インターネット環境整備法」）においては、18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課されることとなっていることから、青少年及びその保護者を対象として、情報モラル教育の認知度、フィルタリングの利用度及び改善ニーズ等を調査することで、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、施策をより効果的に推進するための基礎データを得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【青少年調査票】 2 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【保護者調査票】

【公表】

【調査票名】 1 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【青少年調査票】

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）満10歳～17歳の青少年（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000/9,600,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）調査の実施期間において報告者が報告を求められた時点現在（系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）9月（平成24年度調査においては、業務上の理由により11月に実施）

【調査事項】 1.携帯電話の利用状況、2.パソコンの利用状況、3.インターネットの利用状況

【調査票名】 2 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【保護者調査票】

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）満10歳～17歳の青少年の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,000/19,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）調査の実施期間に

において報告者が報告を求められた時点現在（系統）内閣府 - 民間事業者 -
報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）9月（平成24年度調査においては、
業務上の理由により11月に実施）

【調査事項】 1. 子どもの携帯電話の利用状況、2. 子どものパソコンの利用状況、3.
相談の経験、4. インターネットに関する啓発や学習の経験

【調査名】 労働安全衛生特別調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月23日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

【目的】 本調査は、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料及び労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的とする。

【沿革】 厚生労働省は、従前、労働安全衛生に関する取組状況を把握するために五つの調査（「労働環境調査」、「労働者健康状況調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」及び「労働安全衛生基本調査」）を、5年周期のローテーションにより順次実施しており、これらは、旧統計報告調整法上、別々の承認統計調査として承認を受けていた。しかし、厚生労働省は、今後、これらの調査について体系的に整理することと、平成23年に、「労働安全衛生特別調査」という一般統計調査を、これらを含む調査名として新たに設けた。また、「技術革新と労働に関する実態調査」については、平成20年度調査をもって廃止し、代わりに、「労働安全衛生特別調査」の下で今回新たに「労働災害防止対策等重点調査票」を設けた。平成24年には、労働安全衛生特別調査の下に、労働者健康状況調査を設けた。

【調査の構成】 1 - 労働安全衛生特別調査（労働者健康状況調査）（事業所票） 2 - 労働安全衛生特別調査（労働者健康状況調査）（個人票）

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成25年9月、調査結果報告書：平成26年3月）

【調査票名】 1 - 労働安全衛生特別調査（労働者健康状況調査）（事業所票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる「農業，林業」（林業に限る。）、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）14,000/990,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）原則、平成24年10月31日現在（一部の事項：過去1か月間（平成24年10月1日～31日）過去6か月間（平成24年5月1日～10月31日）過去1年間（平成23年11月1日～24年10月31日））（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成24年12月7日～27日

【調査事項】 1. 企業及び事業所に関する事項 (1) 企業全体の常用労働者数、(2) 事業所に従事する者の就業形態、(3) 事業所の常用労働者数、(4) 派遣労働者数、2. 健康管理対策の実施状況 (1) 長時間労働者に対する取組に関する事項 ア. 時間外・休日労働が1か月当たり、100時間を超える労働者数、80時間を超え100時間以下の労働者数及び45時間を超え80時間以下の労働者数、イ. 長時間労働者に対する医師による面接指導制度の認知の有無、ウ. 健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導の実施の有無、エ. 健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導の実施状況、オ. 健康への配慮が必要な者に対する面接指導の結果を踏まえての事後措置の有無及び措置内容、カ. 健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導を実施しなかった理由、キ. 時間外・休日労働が1か月当たり100時間以下の者に対する医師による面接指導等の実施の有無、ク. 時間外・休日労働が1か月当たり100時間以下の者に対する医師による面接指導等の実施状況、(2) メンタルヘルスケアに関する事項 ア. メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者数及び退職した労働者数、イ. メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者のうち職場復帰した労働者の割合、ウ. メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰に関する職場のルールの有無、エ. メンタルヘルスケアの取組の有無及び取組内容、オ. メンタルヘルスケアの実施に当たっての配慮の有無及び配慮している事項、カ. メンタルヘルスケアの実施のための専門スタッフの配置の有無、キ. メンタルヘルスケアの実施による効果の有無、ク. ストレスに関する症状・不調の確認の実施機会、ケ. ストレスに関する症状・不調の確認を実施した労働者に対する面接指導の実施割合、コ. ストレスに関する症状・不調の確認を実施した労働者に対する面接指導の実施機関、サ. ストレスに関する症状・不調の確認を実施した労働者に対する面接指導の実施結果に基づく事後措置の実施の有無・内容、シ. メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由、ス. メンタルヘルスケアの今後の取組の有無、(3) 定期健康診断の実施に関する事項 ア. 就業形態別の労働者の有無及び定期健康診断実施の有無、イ. 定期健康診断の受診者数及び有所見者数、ウ. 定期健康診断の実施機関、エ. 定期健康診断の実施方法、オ. 定期健康診断の費用の負担者、カ. 産業医等のスタッフの選任の有無、関与の有無及び関与の内容、キ. 定期健康診断の実施結果に基づく所見の有無・事後措置の内容、ク. 定期健康診断を実施しなかった理由、(4) がん検診、総合的健康診断(人間ドック)の実施状況 ア. がん検診の実施の有無、イ. がん検診の内容、年齢制限の有無・その年齢、ウ. がん検診の費用負担者、エ. 人間ドッ

クの実施の有無、年齢制限の有無・その年齢、オ．がん検診、人間ドックの診断結果の把握の有無、カ．がん検診、人間ドックの受診者数及び有所見者数、(5)受動喫煙防止対策に関する事項 ア．受動喫煙防止対策への取組の有無及び取組の状況、イ．受動喫煙防止対策への取組予定の有無及び取組予定の内容、ウ．受動喫煙対策を取り組む上での問題の有無及び問題の内容、(6)腰痛対策に関する事項 ア．腰痛対策の取組の実施の有無・内容、(7)熱中症対策に関する事項 ア．暑さ指数の活用の有無、イ．熱中症対策の取組の実施の有無・内容、(8)労働者の健康管理対策に関する事項 ア．健康管理対策として重要な課題

【調査票名】 2 - 労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査)(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる「農業、林業」(林業に限る。)、
「鉱業、採石業、砂利採取業」、
「建設業」、
「製造業」、
「電気・ガス・熱供給・水道業」、
「情報通信業」、
「運輸業、郵便業」、
「卸売業、小売業」、
「金融業、保険業」、
「不動産業、物品賃貸業」、
「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、
「生活関連サービス業、娯楽業」、
「教育、学習支援業」、
「医療、福祉」、
「複合サービス事業」、
「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)19,000/37,500,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)原則、平成24年10月31日現在(一部の事項:過去1か月間(平成24年10月1日~31日)、過去6か月間(平成24年5月1日~10月31日)、過去1年間(平成23年11月1日~24年10月31日)) (系統)厚生労働省 - 調査対象事業所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年12月7日~27日

【調査事項】 1.労働者の属性等(性、年齢、就業形態、職種)、2.勤務の状況に関する事項(1)勤務形態、深夜業の従事の有無、平均実労働時間、平均時間外・休日労働時間、所定休日、通勤時間、睡眠時間、(2)強い不安、悩み、ストレスになっていると感じる事柄を相談できる者の有無、相談の有無、相談後の不安等の解消の有無、強い不安、悩み、ストレスになっていると感じる事柄の有無・内容、心配ごと、悩みごとの有無、3.定期健康診断に関する事項(1)定期健康診断の受診状況、結果の通知の有無及び異常所見の有無、(2)定期健康診断を受けなかった理由、(3)有所見項目に対する再検査、治療の有無、4.長時間労働者の面接指導等の実施状況(1)長時間労働者に対する医師による面接指導制度の認知の有無、(2)医師による面接

指導の受診の有無・内容、(3) 医師による面接指導制度の実施内容、(4)
医師による面接指導の後、改善措置の有無・内容、5 .喫煙に関する事項(1)
職場での喫煙習慣の有無、(2) 職場での受動喫煙の有無、(3) 職場での受
動喫煙による体調不良の有無、(4) 喫煙対策として望む事項

【調査名】 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月26日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【目的】 本調査は、障害福祉サービス等報酬改定においては、福祉・介護職員の処遇改善の確保のために、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、介護報酬改定と同様に処遇改善加算を創設し、また、介護保険サービスと比べた障害福祉サービスの特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、処遇改善加算の要件を緩和した処遇改善特別加算を併せて創設し、報酬の中に組み込んだところである。平成24年度の調査は、処遇改善加算等を含む報酬改定が従事者の処遇改善に反映されているかを把握するものであり、次期報酬改定の為の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、当初は平成21年度及び22年度のみ実施するとしていた。その後、平成24年度より、3年周期に変更された。

【調査の構成】 1 - 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成25年2月、報告書：平成25年3月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

【調査票名】 1 - 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）（属性）以下の施設・事業書を運営する法人 1. 障害者支援施設・障害福祉サービス（1）介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援）（2）訓練等給付（自律訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、（3）相談支援給付（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援） 2. 障害児入所施設・障害児通所サービス（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）（抽出枠）平成24年4月1日現在の障害福祉サービス事業所等を都道府県に照会し作成した名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）17,577/102,805（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）福祉・介護人材の処遇改善事業助成金/処遇改善の状況：平成21年度～平成24年9月、職員個人の処遇状況：平成23年9月及び平成24年9月、障害福祉サービス等の提供状況：平成23年9月及び平成24年9月、従事者の状況：平成23年9月末日及び平成24年9月末日現在、収支の状況：平成24年9月

及び平成23年9月並びに平成23年度決算（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成24年11月上旬～中旬

【調査事項】 1．福祉・介護人材の処遇改善事業助成金 / 処遇改善の状況、2．平成24年4月の報酬改定を受けた対応状況、3．職員個人の処遇状況、4．障害福祉サービス等の提供状況、5．従事者の状況、6．事業活動収支

【調査名】 全国イノベーション調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年10月31日

【実施機関】 文部科学省科学技術政策研究所

【目的】 本調査は、文部科学省が推進する科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」(Science of Science, Technology and Innovation Policy、以下SciSIP)事業や、経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development、以下OECD)を中心としたイノベーション政策に対する国際的な協調のもとで、民間企業のイノベーション活動の実態や動向を調査し、科学技術・イノベーション政策の立案・政策に必要な基礎資料を得ることを目的に実施する。

【沿革】 第1回調査は平成14年度、第2回調査は平成21年度、第3回調査は平成24年に実施。

【調査の構成】 1 - 全国イノベーション調査 調査票

【公表】

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲（「郵便業」等）の追加、報告者数の増加、調査事項の変更、調査実施期間の後ろ倒し。調査の周期については、従前、不定期とされてきたが、今回、調査計画の再検討のため、1回限りとされている。

【調査票名】 1 - 全国イノベーション調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）従業者（常用雇用者）10人以上の農林水産業・鉱業・製造業・サービス業（教育など一部業種を除く）の民間企業 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査（総務省）にもとづく事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）22,000 / 410,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）2009年度から2011年度の3年間（一部の項目については、2011年度1年間の実績） （系統）文部科学省科学技術政策研究所 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成25年1月15日～2月8日

【調査事項】 1. 企業名、2. 郵便番号・住所、3. 産業分類、4. 企業グループ所属の有無と企業グループ全体を統括する企業の所在国、5. 売上高、6. 製品・サービスの販売・提供国・地域、7. 平均従業者数、8. 従業者に占める大卒以上の割合、9. 新しいまたは大幅に改善した製品・サービスの導入の有無、10. 新しいまたは大幅に改善した製品・サービスの開発者、11. 市場にとって新しい/貴社にとってのみ新しいプロダクト・イノベーションの

有無、12．市場にとって新しい/貴社にとってのみ新しい/既存の製品・サービスの売上高が全体に占める割合、13．新しいまたは大幅に改善した生産工程・配送方法・それらを支援する活動の導入の有無、14．新しいまたは大幅に改善した生産工程・配送方法・それらを支援する活動の開発者、15．市場にとって新しいプロセス・イノベーションの有無、16．プロダクト/プロセス・イノベーションのためのイノベーション活動で中止・中断したもの、継続中のものの有無、17．研究開発の実施の有無と総費用、18．プロダクト/プロセス・イノベーションのための機械・設備・ソフトウェアの取得、19．プロダクト/プロセス・イノベーションのための社外からの知識の取得、20．プロダクト/プロセス・イノベーションのための教育訓練、21．プロダクト・イノベーションのためのマーケティング活動、22．プロダクト・イノベーションのためのデザイン、23．プロダクト/プロセス・イノベーションのためのその他の活動、24．プロダクト/プロセス・イノベーションのための公的な支援の有無、25．プロダクト/プロセス・イノベーションのための情報源の重要度、26．プロダクト/プロセス・イノベーションのための他社や他機関との協力の有無、27．プロダクト/プロセス・イノベーションのための協力相手国・地域、28．プロダクト/プロセス・イノベーションの目的の重要度、29．プロダクト/プロセス・イノベーションの阻害要因の重大さ、30．新しい業務慣行・職場組織の編成・社外との関係に関する方法の導入の有無、31．組織イノベーションの目的の重要度、32．製品・サービスの外見上のデザイン的大幅な変更、新しい販売促進方法・販売経路・価格設定方法の導入の有無、32．マーケティング・イノベーションの目的の重要度

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 山梨県観光入込客統計調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月5日

【実施機関】 山梨県観光部観光企画・ブランド推進課

【目的】 本調査は、観光客の旅行ニーズや行動パターンが多様化する中で、山梨県観光客の実態をよりの確に把握することにより、今後の観光施策や観光関係者の事業展開の基礎資料に供することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 山梨県観光入込客数統計調査票 2 - 観光地点等パラメータ調査・アンケート調査票

【調査票名】 1 - 山梨県観光入込客数統計調査票

【調査対象】 (地域)山梨県全域 (単位) (属性)前年の観光入込客数が年間5千人以上、又は特定月で3千人以上の観光地点及び行祭事・イベント (抽出枠)前年の山梨県観光入込客統計調査結果から作成した観光地点名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)450 (配布)その他(FAX等) (取集)その他(FAX等) (記入)自計 (把握時)四半期の実績 (系統)山梨県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)四半期翌々月の下旬

【調査事項】 1. 観光地点及び行祭事・イベント別の月別観光入込客数

【調査票名】 2 - 観光地点等パラメータ調査・アンケート調査票

【調査対象】 (地域)山梨県全域 (単位)個人 (属性)山梨県内10か所の観光地点を訪れた観光客 (抽出枠)山梨県内の観光施設(10箇所)における観光入込客

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,300 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)四半期ごとの休日1日 (系統)山梨県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)2月、5月、8月、11月の中旬に実施

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 滞在状況(日帰り・宿泊)、5. 宿泊施設、6. 旅行目的、7. 同行者数、8. 訪問回数、9. 県外客の山梨への訪問頻度、10. 同行者の本県への訪問回数、11. 旅行計画参考資料、12. 利用交通機関、13. 旅行費用(観光消費額)

【調査名】 民間賃貸住宅空家実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月5日

【実施機関】 福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課

【目的】 本調査は、民間賃貸住宅空家の実態調査を行うことにより、その有効活用について検討するための基礎資料を得るもの

【調査の構成】 1 - 民間賃貸住宅空家実態調査

【調査票名】 1 - 民間賃貸住宅空家実態調査

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）その他（家） （属性）家賃10万円以下、床面積25平方メートル以上の賃貸住宅の空家 （抽出枠）福岡県宅地建物取引業協会のサイトに登録された福岡市内の賃貸住宅の空家物件

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/6,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年8月22日現在 （系統）福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年10月22日～10月31日

【調査事項】 1. 空家の状況等、2. 空家の活用策等

【調査名】 岡山市における交通実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月9日

【実施機関】 岡山市都市整備局街路交通課

【目的】 本調査は、交通機関分担、生成トリップ数、交通流動等の岡山市における交通の現状を把握することを目的に、交通実態調査を実施し、取りまとめを行うもの。

【調査の構成】 1 - A 住民アンケート調査 調査票 2 - B 選好意識調査 調査票
3 - C ターミナル調査 調査票

【調査票名】 1 - A 住民アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）岡山市全域 （単位）世帯 （属性）5歳以上の者 （抽出枠）
住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）27,800 / 63,400 （配布）
郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年11月7日（水）
11日（日）あるいは14日（水）18日（日） （系統）岡山市（岡山・
倉敷・総社都市交通連絡協会）

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年11月30日（金）

【調査事項】 1．個人属性、2．移動目的、3．移動交通手段、4．発着地、5．発着時刻等

【調査票名】 2 - B 選好意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）岡山市全域 （単位）世帯 （属性） （抽出枠）住民アンケート調査対象者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）700 / 3,500 （配布）郵送 （収集）
郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年11月7日（水）11日（日）
あるいは14日（水）18日（日） （系統）岡山市（岡山・倉敷・
総社都市交通連絡協会）

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年11月30日（金）

【調査事項】 1．個人属性、2．所要時間と費用に基づいた好ましい交通手段

【調査票名】 3 - C ターミナル調査 調査票

【調査対象】 （地域） （単位）個人 （属性）JR岡山駅・JR岡山駅前広場バス乗
場・岡山空港利用者 （抽出枠）ターミナル利用者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 20,000 （配布）郵
送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年11月7日（水）
11日（日）のいずれか配布日 （系統）岡山市（岡山・倉敷・総社都市交

通連絡協会)

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成24年11月30日(金)

【調査事項】 1.個人属性、2.移動目的、3.移動交通手段、4.発着地

【調査名】 滋賀の物流に関するアンケート調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月10日

【実施機関】 滋賀県総合政策部企画調整課

【目的】 本調査は、滋賀における物流の現状や課題、ニーズ等を把握し、施策検討の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 滋賀の物流に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 滋賀の物流に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）事業所 （属性）製造業、運輸業（陸運業者に限る）、卸売業であって、従業員数が30人以上の事業所（抽出枠）名簿提供者作成による事業所リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）800 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成24年10月 （系統）滋賀県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年10月22日～11月7日

【調査事項】 1．出荷貨物に関すること、2．物流効率化に対する取組に関すること

【調査名】 北海道観光入込客数調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月12日

【実施機関】 北海道経済部観光局連携推進グループ

【目的】 本調査は、観光施策を効果的に進めるための重要な基盤とも言うべき観光入込客数や観光消費額等の基礎データを正確に把握し、関係者とともに広く活用を図っていくことを目的として実施する。

【調査の構成】 1 - 【A調査票】観光地点等入込客数調査 2 - 【B調査票】観光地点パラメータ調査

【調査票名】 1 - 【A調査票】観光地点等入込客数調査

【調査対象】 （地域）北海道全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の管理者、行祭事・イベントの実施者等 （抽出枠）観光地点及び行祭事・イベント名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,159 （配布）郵送・その他（電話）（収集）郵送・その他（電話）（記入）自計 （把握時）四半期ごとの実績 （系統）北海道 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期の翌月

【調査事項】 1．観光地点及び行祭事・イベント別の月別観光入込客数

【調査票名】 2 - 【B調査票】観光地点パラメータ調査

【調査対象】 （地域）北海道全域 （単位）個人 （属性）北海道内13箇所の観光地点を訪れた観光客 （抽出枠）北海道内13箇所の観光地点を訪れた観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）15,600 / 104,580 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）四半期ごとの指定した休日1日 （系統）北海道 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）調査実施日（四半期ごとの指定した休日）

【調査事項】 1．居住地、2．性別、3．年齢、4．日帰り・宿泊の別、5．道内宿泊数、6．宿泊施設数、7．宿泊施設の区分、8．旅行目的、9．同行者数、10．同行者の区分、11．観光地訪問回数、12．道訪問回数、13．利用交通機関、14．立ち寄り都道府県、15．費目別使用費用

【調査名】 バイオマス系廃棄物再資源化取組検討に係る事業者アンケート調査
(平成24年届出)

【受理年月日】 平成24年10月12日

【実施機関】 三重県環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

【目的】 本調査は、三重県内のバイオマス系廃棄物の発生抑制及び再資源化の事業化に向け、三重県内の事業所から排出されるバイオマス系の廃棄物処理に関する現状や課題を把握すると共に、事業参入への意向等を調査し、今後の取組内容に反映させることを目的に実施します。

【調査の構成】 1 - 畜産農家 2 - 産業廃棄物排出事業者 3 - スーパー、宿泊施設

【調査票名】 1 - 畜産農家

【調査対象】 (地域)三重県全域 (単位)その他(戸) (属性)畜産農家 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)200 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年9月末又は前年度の4月1日～3月31日 (系統)三重県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)10月中旬～11月上旬

【調査事項】 1.事業所の基本情報、2.事業所の廃棄物(又は家畜糞尿)の発生処理状況、3.バイオマス利用への関心度、4.県が検討するバイオマス系廃棄物の利活用事業への参入意向

【調査票名】 2 - 産業廃棄物排出事業者

【調査対象】 (地域)三重県全域 (単位)事業所 (属性)産業廃棄物(特に、動植物性残さと木くず)排出事業者 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)100 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年9月末又は前年度の4月1日～3月31日 (系統)三重県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)10月中旬～11月上旬

【調査事項】 1.事業所の基本情報、2.事業所の廃棄物(又は家畜糞尿)の発生処理状況、3.バイオマス利用への関心度、4.県が検討するバイオマス系廃棄物の利活用事業への参入意向

【調査票名】 3 - スーパー、宿泊施設

【調査対象】 (地域)三重県全域 (単位)事業所 (属性)事業系一般廃棄物(特に、食品残さ)排出事業者 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)100 (配布)郵送 (収集)郵送 (記

入)自計 (把握時)平成24年9月末又は前年度の4月1日～3月31日
(系統)三重県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)10月中旬～11月上旬

【調査事項】 1.事業所の基本情報、2.事業所の廃棄物(又は家畜糞尿)の発生処理
状況、3.バイオマス利用への関心度、4.県が検討するバイオマス系廃棄
物の利活用事業への参入意向

【調査名】 市民の健康づくりに関するアンケート調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月15日

【実施機関】 福岡市保健福祉局健康福祉のまちづくり部健康増進課

【目的】 本調査は、「健康日本21福岡市計画」における数値目標の達成度を把握し、次期計画策定における基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 市民の健康づくりに関するアンケート調査

【調査票名】 1 - 市民の健康づくりに関するアンケート調査

【調査対象】 （地域）福岡市内居住者 （単位）個人 （属性）12歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 / 1,270,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）他計 （把握時）平成24年4月2日現在 （系統）福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成24年10月16日～10月30日まで

【調査事項】 市民の健康づくりに関すること

【調査名】 宮崎県観光入込客統計調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月15日

【実施機関】 宮崎県商工観光労働部観光交流推進局観光推進課

【目的】 本調査は、宮崎県内の観光地点及び行祭事・イベントにおける観光入込客数及び観光消費額等を把握し、宮崎県の観光振興施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 観光地点等入込客数調査票 2 - 観光地点パラメータ調査票

【調査票名】 1 - 観光地点等入込客数調査票

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位） （属性）年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上の観光地点等 （抽出枠）市町村調べによる年間入込客数1万人以上等の観光地点等

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）300 （配布）オンライン・その他（電話）（収集）オンライン・その他（電話）（記入）自計 （把握時）各四半期実績 （系統）宮崎県 - 民間事業者 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）各四半期翌月の末日

【調査事項】 1 . 月別入込客数

【調査票名】 2 - 観光地点パラメータ調査票

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）個人 （属性）宮崎県内10箇所の観光地点を訪れた観光客 （抽出枠）宮崎県内の主要な観光地点10箇所における観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）各四半期の任意の休日1日 （系統）宮崎県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）各四半期の任意の休日1日

【調査事項】 1 . 居住地、2 . 性別・年齢、3 . 宿泊状況、4 . 旅行の目的、5 . 同伴者、6 . 観光地及び宮崎県への来訪回数、7 . 観光動機、8 . 観光印象、9 . 訪問県名・観光地点名、10 . 利用交通機関、11 . 費目別消費額

【調査名】 長野県高年齢者・障害者雇用実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月17日

【実施機関】 長野県商工労働部労働雇用課

【目的】 本調査は、長野県内民営事業所に雇用される高年齢者・障害者についてその雇用の実態を把握し、今後の労働行政の基礎資料として施策に反映することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 長野県高年齢者・障害者雇用実態調査票

【調査票名】 1 - 長野県高年齢者・障害者雇用実態調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する長野県内民営事業所から産業・規模別に抽出した常用労働者30人以上を雇用する事業所（抽出枠）平成21年経済センサスに基づいて作成した事業所名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/19,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年11月1日現在 （系統）長野県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成24年10月下旬～12月5日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 障害者の雇用現状、3. 障害者の労働者数、4. 法定雇用率適用事業所か否か、5. 身体障害者・知的障害者及び精神障害者の雇用状況、6. 障害者の雇用のきっかけ、7. 障害者雇用における配慮事項、8. 障害者雇用における課題等、9. 障害者雇用に関する関係機関との連携、10. 障害者雇用に関する関係機関に対する要望、11. 障害者雇用に関する助成制度等、12. 採用後に障害者となった従業員に関する配慮、13. 障害者雇用に関する意見、14. 高年齢者の常用労働者数、15. 高年齢者雇用確保措置の状況、16. 継続雇用制度対象者の状況、17. 高年齢者雇用安定法の改正に基づく基準廃止による影響・対応策

【調査名】 長崎県健康増進計画「健康ながさき21」に係るアンケート調査(平成24年届出)

【受理年月日】 平成24年10月17日

【実施機関】 長崎県福祉保健部国保・健康増進課

【目的】 本調査は、厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査を補完するものとして、国民健康・栄養調査では調査項目となっていない項目について、長崎県における食生活・健康に関する状況を把握し、「健康増進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 「健康ながさき21」食習慣調査

【調査票名】 1 - 「健康ながさき21」食習慣調査

【調査対象】 (地域)長崎県全域 (単位)世帯員 (属性)平成22年国勢調査の一般調査区より無作為抽出した平成24年国民健康・栄養調査の対象世帯と同一の世帯600世帯の20歳以上の世帯員 (抽出枠)平成24年国民健康・栄養調査において使用する平成22年国勢調査結果及び県内各市長住民基本台帳に基づいて作成した名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,200/1,147,700 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成24年11月 (系統)長崎県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年10月30日~12月10日

【調査事項】 食習慣等

【調査名】 都内外資系企業基礎調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月18日

【実施機関】 東京都知事本局総合特区推進部総合特区推進課

【目的】 本調査は、都内に事業所を持つ外資系企業の動向や日本もしくは東京へ進出する際のニーズ、阻害要因等を詳細に把握し、外資系企業誘致施策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 都内外資系企業基礎調査 調査票

【調査票名】 1 - 都内外資系企業基礎調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）企業 （属性）外資比率20%以上で都内に事業所を持つ外資系企業 （抽出枠）民間事業者が所有する企業のリスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3,000 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年3月31日現在 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年1月中旬～2月中旬

【調査事項】 1．回答者の属性（企業概要）、2．操業状況、3．雇用状況、4．事業所の種類・機能

【調査名】 国別外国人旅行者行動特性調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月18日

【実施機関】 東京都産業労働局観光部企画課

【目的】 本調査は、訪都外国人旅行者数の国籍別内訳を推計するとともに、外国人旅行者の行動特性を国籍別に把握し、今後の観光行政の施策推進の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 国別外国人旅行者行動特性調査 調査票

【調査票名】 1 - 国別外国人旅行者行動特性調査 調査票

【調査対象】 （地域）成田空港、羽田空港国際線ターミナル（単位）個人（属性）成田空港、羽田空港から日本を出国する外国人旅行者（抽出枠）成田空港及び羽田空港国際線ターミナル出国審査後の搭乗待合ロビーにおいて、日本を出国する外国人旅行者の中から調査員が無作為に協力を依頼。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）四半期ごとに8日間（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）4～6月、7～9月、10～12月、1～3月

【調査事項】 1．報都外国人の実数推計に係る事項（回答者の国籍・居住国、日本入国日、入国空港、訪日回数、訪都の有無、都における宿泊日数、訪都回数、訪都目的）、2．訪都外国人旅行者行動特性にかかる事項（訪問地、東京でしたこと、旅行形態）、3．東京での支出に係る事項（支出金額、決済方法）、4．回答者の属性（性別、年齢）。

【調査名】 東京都観光客数等実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月18日

【実施機関】 東京都産業労働局観光部企画課

【目的】 本調査は、東京都内の観光客数、観光消費額等を調査し、今後の観光施策の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 【A調査票】 2 - 【B調査票】 3 - 【C調査票】 4 - 【D調査票】 5 - 【E調査票】

【調査票名】 1 - 【A調査票】

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間1万人以上、若しくは前年の特定月の観光入込客数が5千人以上である観光施設（抽出枠）観光地点等調査対象リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）670 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）四半期ごとの実績 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）6月、8月、10月、1月

【調査事項】 1. 入込客数、2. 入込客数把握方法及び回答者属性

【調査票名】 2 - 【B調査票】

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間1万人以上、若しくは前年の特定月の観光入込客数が5千人以上である行祭事・イベント実施団体（抽出枠）観光地点等調査対象リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）300 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）四半期ごとの実績 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）6月、8月、10月、1月

【調査事項】 1. 入込客数、2. 入込客数把握方法及び回答者属性

【調査票名】 3 - 【C調査票】

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）個人 （属性）区部（抽出枠）観光施設等をお訪れている旅行者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,800 / 420,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）四半期ごとの平日と休日各2日 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）4～6月、7～9月、10～12月、1～3月

【調査事項】 1. 回答者属性（居住地、性別、年齢）、2. 都内宿泊状況、3. 旅行目的、4. 旅行形態、5. 訪問回数、6. 訪問地、7. 旅行費用、8. 情報源、

9. 宿泊予約方法

【調査票名】 4 - 【D調査票】

【調査対象】 (地域)東京都全域 (単位)個人 (属性)多摩 (抽出枠)観光施設等をお訪れている旅行者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)800/420,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)四半期ごとの平日と休日各2日 (系統)東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)4~6月、7~9月、10~12月、1~3月

【調査事項】 1.回答者属性(居住地、性別、年齢)、2.都内宿泊状況、3.旅行目的、4.旅行形態、5.訪問回数、6.訪問地、7.旅行費用、8.情報源、9.宿泊予約方法

【調査票名】 5 - 【E調査票】

【調査対象】 (地域)東京都全域 (単位)個人 (属性)島しょ (抽出枠)観光施設等をお訪れている旅行者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)400/420,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)四半期ごとの平日と休日各2日 (系統)東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)4~6月、7~9月、10~12月、1~3月

【調査事項】 1.回答者属性(居住地、性別、年齢)、2.都内宿泊状況、3.旅行目的、4.旅行形態、5.訪問回数、6.訪問地、7.旅行費用、8.情報源、9.宿泊予約方法

【調査名】 クリエイティブ産業の投資動向等に関するアンケート調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月19日

【実施機関】 大阪府商工労働部企業誘致推進課

【目的】 本調査は、デザインやソフトウェアなど知的財産を活用し、高付加価値製品・サービスを生み出す産業（いわゆるクリエイティブ産業）を対象に誘致実現の可能性、企業の行政ニーズを把握し、インセンティブ等支援策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - クリエイティブ産業の投資動向等アンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - クリエイティブ産業の投資動向等アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国（大阪府を除く）（単位）企業（属性）大阪府が指定する一定の条件に該当する企業（抽出枠）民間の調査会社が所有する企業名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）300 / 20,825（配布）郵送・オンライン・ファクシミリ（収集）郵送・オンライン・ファクシミリ（記入）自計（把握時）平成24年10月1日現在（系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成24年10月下旬～11月上旬

【調査事項】 1．事業所の新設や移転について、2．従業員数について、3．主要な事業所の所在地につて、4．事業所の利用形態について、5．府内企業との取引について 等

【調査名】 平成23年度奈良県紀伊半島大水害間接被害調査(平成24年届出)

【受理年月日】 平成24年10月19日

【実施機関】 奈良県地域振興部復旧・復興推進室

【目的】 本調査は、紀伊半島大水害が被災地域に所在する企業に与えた影響を把握し、奈良県における今後の復旧・復興施策策定の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 平成23年度奈良県紀伊半島大水害間接被害調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成23年度奈良県紀伊半島大水害間接被害調査 調査票

【調査対象】 (地域)奈良県被災地域(奈良県南部・東部地域) (単位)企業 (属性)地域所在企業 (抽出枠)層化等無し

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)500/2,137 (配布)郵送・その他(電話) (収集)郵送・その他(電話) (記入)自計 (把握時)平成23年9月~11月 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成24年1月13日(提出期限)

【調査事項】 1.直接被害の有無、2.直接被害額、3.直接被害の被害内容、4.事業活動の一時停止・短縮の有無・期間、5.出荷・販売額減少の有無、6.出荷・販売額減少額、7.間接被害の要因、8.間接被害の発生期間、9.予防対策や対処に伴う支出増加の有無、10.予防対策、11.対処支出の支出額、12.応急・代替的対処における支出内容、13.ライフラインの混乱による影響

【調査名】 管理栄養士等の採用状況等に関する調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月22日

【実施機関】 長野県総務部情報公開・私学課

【目的】 本調査は、管理栄養士及び栄養士の長野県内におけるニーズを把握するため、アンケート調査を行い、新県立大学基本構想の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 管理栄養士等の採用状況等に関する調査 調査票

【調査票名】 1 - 管理栄養士等の採用状況等に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）長野県内 （単位）事業所、給食施設及び地方公共団体 （属性）食料品製造業のうち常用雇用者10人以上を雇用する事業所、給食施設、市町村 （抽出枠）市町村及び給食施設は全数調査、事業所は平成21年経済センサス（母集団情報）をもとに有意抽出する

【調査方法】 （選定）全数及び有意抽出 （客体数）423 / 1277 1327 77 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年10月24日～11月7日 （系統）長野県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年10月24日～11月7日

【調査事項】 1．管理栄養士及び栄養士の採用実績、2．採用予定、3．派遣実績ほか

【調査名】 がん対策に関するアンケート調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月26日

【実施機関】 福岡県保健医療介護部健康増進課

【目的】 本調査は、「福岡県がん対策推進計画」の見直しにあたり、各施策について、がん医療の受け手となっている患者やその家族の意識を調査することで、評価、次期計画の取組について、検討の材料の一つとすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - がん対策に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - がん対策に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）個人 （属性）がん患者とその家族（抽出枠）がん患者支援団体等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年11月15日～12月30日 （系統）福岡県 - 民間事業者（がん患者支援団体） - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年11月15日～12月30日

【調査事項】 1 .がん医療の受け手である県内のがん患者及びその家族のがん医療に関する意識等に関し、現在のがんの治療の状況等。

【調査名】 宮城県観光客入込数調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月30日

【実施機関】 宮城県観光課

【目的】 本調査は、観光動向の把握及び観光施策の立案に係る基礎資料となることから本調査を実施するもの。

【調査の構成】 1 - 宮城県観光客入込数調査 調査票

【調査票名】 1 - 宮城県観光客入込数調査 調査票

【調査対象】 （地域）宮城県内 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の管理者、行祭事・イベントの実施者等 （抽出枠）宮城県が作成した年間入込客数1万人以上等の観光地点等名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,250 （配布）電話・ファクシミリ （収集）電話・ファクシミリ （記入）他計 （把握時）四半期ごとの実績 （系統）宮城県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）3、7、10、1月のそれぞれ末日

【調査事項】 1. 入込数、2. 宿泊数

【調査名】 宮城県観光動態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月30日

【実施機関】 宮城県観光課

【目的】 本調査は、観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」、「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」及び「全国観光統計基準(日本観光協会)」に基づき、アンケート調査を行い、観光実態を把握し、観光動向を分析する。

【調査の構成】 1 - 宮城県観光動態調査 調査票

【調査票名】 1 - 宮城県観光動態調査 調査票

【調査対象】 (地域)宮城県内 (単位)個人 (属性)観光地点、行・祭事、スポーツ、イベント等、宿泊施設を訪れた観光客 (抽出枠)宮城県で作成した観光地点名簿から選定した31地点の観光地を訪れる観光客

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,000 (配布)調査員・その他(宿泊施設については、手渡しのうえ回収) (収集)調査員・その他(宿泊施設については、手渡しのうえ回収) (記入)他計 (把握時)年4回(春、夏、秋、冬の各四半期に含まれる内の1日以上) (系統)宮城県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)3、7、10、1月のそれぞれ末日

【調査事項】 1.居住地、2.性別、年齢、3.日帰り、宿泊(宿泊数、宿泊箇所、宿泊施設、予約方法)、4.旅行目的、5.参考とした媒体、6.震災の影響、7.同行者内訳、8.観光地点訪問回数、9.宮城県訪問回数、10.他に立ち寄った県内観光地点、11.利用交通機関、12.他に立ち寄った都道府県、13.旅行消費額、14.土産品

(2) 変更

【調査名】 県民健康・栄養実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月3日

【実施機関】 新潟県福祉保健部健康対策課

【目的】 本調査は、新潟県民の生活習慣の状況等を把握し、健康にいがた21等計画の評価指標の設定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 身体状況調査票 2 - 栄養摂取状況調査票 3 - 生活習慣調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の変更等。

【調査票名】 1 - 身体状況調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女（抽出枠）平成23年県民健康・栄養実態調査地区（一部を除く。）及び平成24年国民健康・栄養調査地区（新潟市を除く。）平成24年国民生活基礎調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2400 / 1942000（配布）郵送・調査員（収集）郵送・調査員（記入）（把握時）調査実施年の11月1日現在（ただし、平成24年は生活習慣調査のみ行う。）（系統）新潟県 - 調査員（保健所） - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（おおむね3年ごと）（実施期日）調査実施年の11月1日～11月30日

【調査事項】 1．身長、2．体重、3．血圧測定、4．問診、5．口腔検査

【調査票名】 2 - 栄養状況調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女（抽出枠）平成23年県民健康・栄養実態調査地区（一部を除く。）及び平成24年国民健康・栄養調査地区（新潟市を除く。）平成24年国民生活基礎調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2400 / 1942000（配布）郵送・調査員（収集）郵送・調査員（記入）（把握時）調査実施年の11月1日現在（ただし、平成24年は生活習慣調査のみ行う。）（系統）新潟県 - 調査員（保健所） - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（おおむね3年ごと）（実施期日）調査実施年の11月1日～11月30日

【調査事項】 1．世帯状況、2．食事状況、3．食物摂取状況

【調査票名】 3 - 生活習慣調査票

- 【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)個人 (属性)20歳以上の男女 (抽出
枠)平成23年県民健康・栄養実態調査地区(一部を除く。)及び平成24
年国民健康・栄養調査地区(新潟市を除く。)平成24年国民生活基礎調査
地区
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2400/1942000 (配布)郵
送・調査員 (取集)郵送・調査員 (記入) (把握時)調査実施年の1
1月1日現在(ただし、平成24年は生活習慣調査のみ行う。) (系統)
新潟県 - 調査員(保健所) - 報告者
- 【周期・期日】 (周期)不定期(おおむね3年ごと) (実施期日)調査実施年の11
月1日~11月30日
- 【調査事項】 1.身体活動・運動、2.食生活、3.喫煙、4.飲酒、5.歯の健康、
6.がん健診の受診状況等

【調査名】 愛知県推計人口調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月3日

【実施機関】 愛媛県企画振興部管理局統計課

【目的】 本調査は、国勢調査の間における市町ごとの人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住民基本台帳に基づく人口及び世帯数に関する異動状況

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 住民基本台帳に基づく人口及び世帯数に関する異動状況

【調査対象】 （地域）愛媛県全域 （単位）県内の全市町 （属性）各市町において、住民基本台帳法の規定に基づき住民票に記載又は削除した者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）20 （配布）郵送・オンライン・ファクシミリ （収集）郵送・オンライン・ファクシミリ （記入）自計 （把握時）前月末日現在 （系統）愛媛県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月15日

【調査事項】 1．前月末日現在の男女別人口（日本人、外国人別） 2．前月末日現在の世帯数（日本人のみの世帯及び日本人と外国人の混合世帯、外国人のみの世帯別） 3．前月中の届出による県内、県外別住民票記載者数（日本人、外国人別） 4．前月中の届出による県内、県外別住民票削除者数（日本人、外国人別） 5．前月中の職権による出生・死亡及びその他の住民票記載者数（日本人、外国人別） 6．前月中の職権による出生・死亡及びその他の住民票削除者数（日本人、外国人別）

【調査名】 中小企業労働条件等実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月5日

【実施機関】 東京都労働相談情報センター 相談調査課

【目的】 本調査は、事業所調査及び従業員調査により、属性、労働条件、意識等を調査し、今後の労働行政上の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - パートタイマーの実態調査（事業所票） 2 - パートタイマーの実態調査（個人票） 3 - 派遣労働（常用型）に関する実態調査（特定・派遣元事業所票） 4 - 派遣労働に関する実態調査（派遣先事業所票） 5 - 派遣労働に関する実態調査（常用型派遣社員票） 6 - 高年齢者の継続雇用に関する実態調査（事業所調査票） 7 - 高年齢者の継続雇用に関する実態調査（従業員調査票）

【備考】 本調査は、1. パートタイマーに関する実態調査、2. 派遣労働者に関する実態調査、3. 契約社員に関する実態調査、4. 賃金・労働時間等に関する実態調査の4種類を毎年ローテーションで行うものであり、平成24年は、このうち、4. 賃金・労働時間等に関する実態調査について行うものである。

【調査票名】 1 - パートタイマーの実態調査（事業所票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」に属する事業所を除く常用雇用者が10人以上の民営事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/128,194 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年10月1日現在 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成21年10月1日～10月19日

【調査事項】 1. 回答者の属性（事業所規模、業種等） 2. 労働条件（賃金、労働時間等） 3. 各種制度（福利厚生、教育訓練等） 4. 行政機関への要望事項等

【調査票名】 2 - パートタイマーの実態調査（個人票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）個人 （属性）事業所調査の結果協力を得られた事業所の従業員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年10月1日現在 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成21年11月2日～11月20日

【調査事項】 1. 回答者の属性（性別、年齢、職種等） 2. 労働条件（賃金、労働時間等） 3. 各種制度（福利厚生、教育訓練等） 4. 行政機関への要望事項等

【調査票名】 3 - 派遣労働（常用型）に関する実態調査（特定・派遣元事業所票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）事業所 （属性）都内で届出をしている特定労働者派遣事業所のうち、常用雇用者が30人以上の事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/13,971（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）調査票の配布：東京都 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 東京都

【周期・期日】（周期）4年（実施期日）平成22年10月1日～10月22日

【調査事項】 1. 報告者の属性（事業所規模、業種等） 2. 労働条件（賃金、労働時間等） 3. 各種制度（福利厚生、教育訓練等） 4. 法改正に対する要望事項等

【調査票名】 4 - 派遣労働に関する実態調査（派遣先事業所票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「製造業」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「医療、福祉」に属する事業所のうち常用雇用者が30人以上の民営事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/128,194（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）調査票の配布：東京都 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 東京都

【周期・期日】（周期）4年（実施期日）平成22年10月1日～10月22日

【調査事項】 1. 報告者の属性（事業所規模、業種等） 2. 労働条件（賃金、労働時間等） 3. 各種制度（福利厚生、教育訓練等） 4. 法改正に対する要望事項等

【調査票名】 5 - 派遣労働に関する実態調査（常用型派遣社員票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）個人 （属性）派遣元事業所調査の結果協力を得られた事業所の従業員

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年11月1日現在（系統）調査票

の配布：東京都 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 東京都

【周期・期日】 (周期) 4年 (実施期日) 平成22年11月1日～11月24日

【調査事項】 1. 報告者の属性(職種等) 2. 労働条件(賃金、労働時間等) 3. 各種制度(福利厚生、教育訓練等) 4. 法改正に対する要望事項等

【調査票名】 6 - 高齢者の継続雇用に関する実態調査(事業所調査票)

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」に属する事業所を除く常用雇用者が30人以上の民営事業所(抽出枠) 平成21年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,000 / 42,951 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成24年10月1日現在 (系統) 調査票の配布：東京都 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 東京都

【周期・期日】 (周期) 4年 (実施期日) 毎年9月14日～10月12日

【調査事項】 1. 報告者の属性(事業所規模、業種、職種等) 2. 高齢者雇用確保措置状況、3. 定年後の継続雇用制度の実態、4. 行政機関への要望事項等

【調査票名】 7 - 高齢者の継続雇用に関する実態調査(従業員調査票)

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く) (単位) 個人 (属性) 事業所調査の協力が得られた事業所に従業する従業員

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成24年11月1日現在 (系統) 調査票の配付：東京都 - 民間事業者 - 事業所 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 東京都

【周期・期日】 (周期) 4年 (実施期日) 毎年10月15日～11月16日

【調査事項】 1. 報告者の属性(性別、年代、勤務先の主要事業内容等) 2. 高齢者雇用確保措置に関する知識、3. 継続雇用時の労働条件、4. 高齢者雇用に関する意識等

【調査名】 石川県廃棄物排出量実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月5日

【実施機関】 石川県環境部廃棄物対策課

【目的】 本調査は、石川県内の廃棄物の発生及び処理処分、減量化及び再生利用等の状況を実施年度において業種別、種類別、地域別等に詳細に把握し、その現状分析と将来予測・解析等を行い、もって廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 廃棄物実態調査票 形式1 2 - 廃棄物実態調査票（建設業）形式2 3 - 産業廃棄物等に関する調査票（運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業）形式3 4 - 廃棄物実態調査票（医療機関）形式4 5 - 廃棄物実態調査票（宿泊業、飲食店）形式5 6 - 廃棄物実態調査票（自動車解体業・破砕業）形式6 7 - 産業廃棄物処理実績調査票（金沢市 - 産業廃棄物処分業）形式7 8 - 一般廃棄物処分実績調査票（一般廃棄物処分業）形式8

【調査票名】 1 - 廃棄物実態調査票 形式1

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「漁業」,「鉱業,採石業,砂利採取業」,「製造業」,「電気・ガス・熱供給・水道業（発電所、浄水場、下水処理場に限る。）」,「情報通信業（新聞業、印刷業に限る。）」,「運輸業,郵便業（鉄道業に限る。）」,「卸売業,小売業（各種商品卸売業、各種商品小売業に限る。）」,「学術研究,専門・技術サービス業（学術・開発研究機関、写真業に限る。）」,「生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）」,「教育,学習支援業（学校教育に限る。）」,「サービス業（他に分類されないもの）（と畜場に限る。）」に属する事業所（抽出枠）事業所・企業統計調査の結果から作成した事業所リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,900/9,500 320/9,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月）（系統）石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）原則として毎年（おおむね5年に1回大規模調査）（実施期日）11月1日～1月30日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理する前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

【調査票名】 2 - 廃棄物実態調査票（建設業）形式2

【調査対象】（地域）石川県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「建設業」に属する事業所（抽出枠）事業所・企業統計調査の結果から作成した事業所リスト

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）750/7,500 250/7,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月）（系統）石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）原則として毎年（おおむね5年に1回大規模調査）（実施期日）11月1日～1月30日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理する前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

【調査票名】 3 - 産業廃棄物等に関する調査票（運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業）形式3

【調査対象】（地域）石川県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「運輸業，郵便業（道路旅客運送業、道路貨物運送業に限る。）」「卸売業，小売業（自動車小売業、燃料小売業に限る。）」「サービス業（他に分類されないもの）（自動車整備業に限る。）」に属する事業所（抽出枠）事業所・企業統計調査の結果から作成した事業所リスト

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）500/3,500 5/3,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月）（系統）石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）原則として毎年（おおむね5年に1回大規模調査）（実施期日）11月1日～1月30日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理する前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

【調査票名】 4 - 廃棄物実態調査票（医療機関）形式4

【調査対象】（地域）石川県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類の大分

類に掲げる「医療，福祉（病院、一般診療所に限る。）」に属する事業所（抽出枠）事業所・企業統計調査の結果から作成した事業所リスト

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）200 / 750 10 / 750（配布）
郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度の1
年間（4月～3月）（系統）石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）原則として毎年（おおむね5年に1回大規模調査）（実施期
日）11月1日～1月30日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の
発生量（中間処理する前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理
後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、
8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10.
委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

【調査票名】 5 - 廃棄物実態調査票（宿泊業、飲食店）形式5

【調査対象】（地域）石川県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類の大分
類に掲げる「宿泊業，飲食サービス業（宿泊業、飲食店に限る。）」に属する
事業所（抽出枠）事業所・企業統計調査の結果から作成した事業所リスト

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）560 / 7,300 5 / 7,300（配
布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度
の1年間（4月～3月）（系統）石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）原則として毎年（おおむね5年に1回大規模調査）（実施期
日）11月1日～1月30日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の
発生量（中間処理する前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理
後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、
8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10.
委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

【調査票名】 6 - 廃棄物実態調査票（自動車解体業・破砕業）形式6

【調査対象】（地域）石川県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類の大分
類に掲げる「サービス業（他に分類されないもの）（自動車解体・破砕前処
理業に限る。）」に属する事業所（抽出枠）石川県自動車リサイクル法許可
業者名簿、金沢市自動車リサイクル法許可業者名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）50（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月）（系統）
石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日)11月1日～1月30日

【調査事項】 1.事業所で発生した廃棄物の名称、2.廃棄物の分類番号、3.年間の発生量(中間処理する前の量)、4.自社での中間処理方法、5.中間処理後の量、6.処理・処分の方法、7.処理・処分先又は再生利用先の名称等、8.処理・処分先又は再生利用先の所在地、9.委託中間処理の方法、10.委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11.資源化の用途

【調査票名】 7 - 産業廃棄物処理実績調査票(金沢市 - 産業廃棄物処分業)形式7

【調査対象】 (地域)金沢市 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類に掲げる「サービス業(他に分類されないもの)(産業廃棄物処理業に限る。)」に属する事業所 (抽出枠)産業廃棄物処理業者名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)35 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月～3月) (系統)石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日)11月1日～1月30日

【調査事項】 1.産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の都道府県ごと・廃棄物の種類ごとの処分状況、2.産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理施設の種類ごとの処分状況

【調査票名】 8 - 一般廃棄物処分実績調査票(一般廃棄物処分業)形式8

【調査対象】 (地域)石川県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類に掲げる「サービス業(他に分類されないもの)(一般廃棄物処理業に限る。)」に属する事業所 (抽出枠)市町等からの情報により作成した事業所リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)30 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月～3月) (系統)石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日)11月1日～1月30日

【調査事項】 1.一般廃棄物の市町村ごと・廃棄物の種類ごとの処分状況、2.一般廃棄物の処分施設の種類ごとの処分状況

【調査名】 県民生活習慣実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月9日

【実施機関】 岩手県保健福祉部健康国保課

【目的】 本調査は、岩手県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に対する意識等を調査し、「健康いわて21プラン」(平成13年6月策定)の推進状況を把握することにより平成25年度の「健康いわて21プラン」最終評価と次期岩手県健康増進計画の策定に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 身体状況調査票 2 - 歯科疾患実態調査 口腔診査票 3 - 栄養摂取状況調査票 4 - 県民生活習慣状況調査票 5 - 歯科疾患実態調査 アンケート調査票

【備考】 今回の変更は、「健康いわて21プラン」の最終評価年の変更に伴う、目的、調査事項等の変更。

【調査票名】 1 - 身体状況調査票

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)世帯及び世帯員 (属性)平成24年度県民生活習慣実態調査指定調査区一覧に示す地区の世帯及び世帯員 (抽出枠)平成22年国勢調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/1,303,257 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成24年11月1日現在 (系統)岩手県 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年11月1日～30日

【調査事項】 1.身長・体重腹囲、2.腹囲、3.血圧測定、4.血液検査、5.問診(服薬、運動状況等)

【調査票名】 2 - 歯科疾患実態調査 口腔診査票

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)世帯及び世帯員 (属性)平成24年度県民生活習慣実態調査指定調査区一覧に示す地区の世帯及び世帯員 (抽出枠)平成22年国勢調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/1,303,257 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成24年11月1日現在 (系統)岩手県 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年11月1日～30日

【調査事項】 1.歯・歯周組織の状況、2.補綴処置の状況・必要度、3.顔面頸部、粘膜その他の異常

【調査票名】 3 - 栄養摂取状況調査票

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)世帯及び世帯員 (属性)平成24年度県民生活習慣実態調査指定調査区一覧に示す地区の世帯及び世帯員 (抽出枠)平成22年国勢調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/1,303,257 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成24年11月1日現在 (系統)岩手県 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年11月1日~30日

【調査事項】 1.世帯状況、2.食事状況(1日)、3.食物摂取状況(1日)、2.1日の身体活動量(歩数)

【調査票名】 4 - 県民生活習慣状況調査票

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)世帯及び世帯員 (属性)平成24年度県民生活習慣実態調査指定調査区一覧に示す地区の世帯及び世帯員 (抽出枠)平成22年国勢調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,300/1,303,257 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成24年11月1日現在 (系統)岩手県 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年11月1日~30日

【調査事項】 1.日常生活で感じていること、2.睡眠の状況、3.健康づくりの知識や取組、4.食生活状況、5.喫煙の状況や受動喫煙の知識、6.飲酒の状況、7.心の健康、8.メタボリックシンドロームの知識、9.COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する知識、10.ロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する知識、11.社会的環境(地域のつながり)、12.健診・保健指導、13.糖尿病について、14.家庭での事故防止対策

【調査票名】 5 - 歯科疾患実態調査 アンケート調査票

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)世帯及び世帯員 (属性)平成24年度県民生活習慣実態調査指定調査区一覧に示す地区の世帯及び世帯員 (抽出枠)平成22年国勢調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/1,303,257 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成24年11月1日現在 (系統)岩手県 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年11月1日~30日

【調査事項】 1.甘物の摂取、2.歯磨きの状況、3.歯の健康管理

【調査名】 静岡中部都市圏パーソントリップ調査（平成24届出）

【受理年月日】 平成24年10月10日

【実施機関】 静岡県交通基盤部都市局都市計画課、静岡市都市局都市計画部交通政策課

【目的】 本調査は、静岡中部都市圏の都市交通の実態を総合的に把握するため、都市圏の人の動きについて個人属性、起終点、交通目的、交通手段、移動時間等を調査し、総合的な将来都市交通の計画を策定する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 静岡中部都市圏パーソントリップ調査 調査票

【調査票名】 1 - 静岡中部都市圏パーソントリップ調査 調査票

【調査対象】 （地域）静岡市、藤枝市、焼津市、島田市全域 （単位）世帯 （属性）世帯（5歳以上の者） （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）264,000 / 438,265 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）対象世帯毎にあらかじめ指定した平日のいずれか1日を調査日とする。 （系統）静岡県及び静岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）概ね10年に1回程度 （実施期日）平成24年11月13日～12月3日の平日の1日

【調査事項】 1. 個人属性 （1）居住地、（2）性別、（3）年齢、（4）産業、（5）職業、（6）運転免許の有無、（7）外出に際しての困難の有無、（8）利用可能な自動車、（9）勤務先・通学先所在地、（10）自動車保有の有無、（11）自動車の保有形態、（12）車種、（13）使用燃料、（14）ETC搭載有無、（15）二輪車保有、2. トリップエンド属性 （1）発着地、（2）発着施設、（3）発着時刻、（4）着地の駐車・駐輪状況、3. トリップ属性 （1）目的、（2）手段、（3）乗り換え地、（4）自動車運転者、（5）同乗人数、（6）有料道路利用、（7）利用車両、（8）各手段所要時間

【調査名】 東京都 企業の管理活動等に関する実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月11日

【実施機関】 東京都総務局統計部調整課

【目的】 本調査は、本社経費を把握し、東京都産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 東京都 企業の管理活動等に関する実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 東京都 企業の管理活動等に関する実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に基づいて分類された、平成21年経済センサス-基礎調査の産業分類のうち、大分類「公務（他に分類されるものを除く）」及び「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類「政治・経済・文化団体」及び「宗教」を除くすべての産業について、それらを主産業とする複数事業所を有する企業・団体のうち、企業等全体での常用雇用者が30人以上のものを対象とする。
（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,600/45,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月1日～12月31日 （系統）東京都-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年11月下旬～12月下旬

【調査事項】 1. 従業者数、2. 直接的な事業活動に係る従業者数、3. 売上高等の金額及び費用総額等の状況、4. 販売費及び一般管理費の状況、5. 販売費及び一般管理費の項目別内訳

【調査名】 京都府民のスポーツに関する調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月16日

【実施機関】 京都府教育庁指導部保健体育課

【目的】 本調査は、京都府民のスポーツ活動やその意識の実態を調査し、今後の京都府におけるスポーツ振興の在り方について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 京都府民のスポーツに関する調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の抽出方法、調査周期及び調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 京都府民のスポーツに関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）個人 （属性）京都府内に居住する20歳以上の成人男女 （抽出枠）京都府各市町村電話帳及び町内地図

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,400 / 2,090,152 （配布）郵送・その他（教育委員会関係者等） （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査日現在（一部の項目については、平成24年4月1日現在） （系統）京都府教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年10月15日～11月30日

【調査事項】 1.性別、年齢、居住地、休日形態等について、2.健康、体力、スポーツに関する意識等について、3.府内の公共スポーツ施設について、4.運動やスポーツ活動のクラブへの加入等について、5.競技スポーツに関する意識等について、6.学校における体育授業やスポーツ活動（部活動）、子供の体力等について、7.運動・スポーツ等における必要な指導者について

【調査名】 岐阜県観光入込客統計調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月19日

【実施機関】 岐阜県商工労働部観光交流推進局観光課

【目的】 本調査は、観光振興に関し施策の企画立案や検証等に必要な基礎データを把握するため、岐阜県内を訪れる観光客の実態を調査する。

【調査の構成】 1 - 【A調査票】 2 - 【B調査票】

【調査票名】 1 - 【A調査票】

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位）個人 （属性）岐阜県内観光地を訪れる観光客 （抽出枠）岐阜県で作成した観光地点名簿から選定した15地点の観光地を訪れる観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,500 （配布）調査員 （取集）調査員 （記入）他計 （把握時）1～3月、4～6月、7～9月、10～12月のうちの休日の1日 （系統）岐阜県 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）3、7、10、12月のそれぞれ末日

【調査事項】 1. 観光客の居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 日帰り・宿泊の別、5. 宿泊施設、6. 旅行目的、7. 同行者数、8. 調査地（観光地）の訪問回数、9. 調査地（観光地）以外の県内での訪問観光地・訪問箇所数、10. 移動手段、11. 県内以外の立ち寄り都道府県、12. 旅行で使う一人あたりの費用

【調査票名】 2 - 【B調査票】

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間1万人以上、若しくは前年の特定月の観光入込客数が5千人以上である観光地点の管理者や行祭事・イベントの運営者等 （抽出枠）岐阜県で作成した観光地点名簿

【調査方法】 （選定） （客体数）42 （配布）オンライン （取集）オンライン （記入）自計 （把握時）1～3月、4～6月、7～9月、10～12月の実績 （系統）岐阜県 - 県内全市町村観光担当課 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）5、8、11、2月のそれぞれ末日

【調査事項】 観光地点別の月別観光客数

【調査名】 県民経済計算基礎調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年10月23日

【実施機関】 新潟県総務管理部統計課

【目的】 本調査は、新潟県の経済の規模や成長率、新潟県内の産業構造などを把握し、地域経済の総合指標としてまとめる県民経済計算の推計に使用するための調査とする。

【調査の構成】 1 - 【A調査票】 2 - 【A - 独調査票】 3 - 【B調査票】 4 - 【C調査票】 5 - 【E調査票】 6 - 【F調査票】 7 - 【G調査票】

【調査票名】 1 - 【A調査票】

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）行政機関 （属性）国の出先機関 （抽出枠）県民経済計算基礎調査公務機関一覧表

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）38 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）前年度1年間の実績（一部の項目については、調査実施年度前年度末現在） （系統）新潟県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年11月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 行政機関の現況 （1）会計区分、（2）職員数、2. 歳入 （1）収入印紙、（2）官業収入、（3）政府資産整理収入、（4）雑収入、3. 歳出 （1）職員基本給、（2）職員諸手当、（3）超過勤務手当、（4）委員手当・常勤職員給与・非常勤職員手当・予備隊員手当・退職者給与・育児休業給等、（5）諸謝金、（6）報償費、（7）各種旅費、（8）庁費・校費等、（9）原材料費、（10）委託費、（11）施設費の類、（12）補助金・負担金・交付金等、（13）交際費、（14）賠償償還及び払戻金、（15）保証金・予納金、（16）補償金（費）、（17）恩給・年金等、（18）他会計への繰入、（19）貸付金・出資金、（20）供託金、（21）利子、（22）公共事業費、（23）その他の支出、4. 現物支給、5. 自衛隊の現物支給（防衛庁関係のみ記入）、6. その他（特別会計等）、7. 建物延床面積、8. 市町村別工事費

【調査票名】 2 - 【A - 独調査票】

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位） （属性）独立行政法人 （抽出枠）県民経済計算基礎調査公務機関一覧表

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）20 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）前年度1年間の実績（一部の項目については、調査実施年度前年度末現在） （系統）新潟県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年11月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 行政機関の現況 (1) 会計名、(2) 勘定名、(3) 職員数、(4) 建物延床面積、2. 収入、3. 支出、4. 有形固定資産の状況、5. 投資額、6. 市町村別建設費・災害復旧費(新潟県内分)

【調査票名】 3 - 【B調査票】

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)共済組合 (属性)共済組合 (抽出枠)県民経済計算基礎調査公務機関一覧表

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)40 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)前年度1年間の実績(一部の項目については、調査実施年度前年度末現在) (系統)新潟県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年11月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 共済組合の現況、2. 共済組合掛金・給付金、3. 共済組合員数、4. 建物延床面積

【調査票名】 4 - 【C調査票】

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)事業所 (属性)金融機関 (抽出枠)県民経済計算基礎調査公務機関一覧表

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)7 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)前年度1年間の実績(一部の項目については、調査実施年度前年度末現在) (系統)新潟県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. 事業所の現況、2. 預金、3. 貸出し、4. 収益費用 (1) 経常収益、(2) 経常費用、(3) 経常利益、5. 有形固定資産投資支出

【調査票名】 5 - 【E調査票】

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)事業所 (属性)電力・放送他 (抽出枠)県民経済計算基礎調査公務機関一覧表

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)36 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)前年度1年間の実績(一部の項目については、調査実施年度前年度末現在) (系統)新潟県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年11月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 事業所の現況、2. 賃貸住宅建設費、3. 宅地造成費、4. 分譲住宅建設費

【調査票名】 6 - 【F調査票】

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)機関 (属性)公社・公団・事業団他 (抽

出枠) 県民経済計算基礎調査公務機関一覧表

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)8 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)前年度1年間の実績(一部の項目については、調査実施年度前年度末現在) (系統)新潟県-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年11月上旬~12月下旬

【調査事項】 1.事業所の現況 (1)会社名、(2)勘定名、(3)職員数、2.歳入決算額 (1)業務収入、(2)雑収入、3.歳出決算額 (1)職員基本給・諸手当・超過勤務手当、(2)委員手当、(3)退職手当、(4)児童手当、(5)公務災害補償費、(6)休職者給与・常勤職員給与、(7)国家公務員共済組合負担金、(8)諸謝金、(9)報償費、(10)各種旅費、(11)需要費、(12)補助金、(13)支払利子、(14)支払配当金、(15)支払地代、(16)支払損害保険料、(17)自動車重量税、(18)自動車税等、(19)法人税・住民税、(20)その他諸税、(21)災害補償費、(22)その他、(23)業務外支出、4.有形固定資産、5.投資額 (1)建設費、(2)災害復旧費、(3)用地費、6.市町村別建設費・災害復旧費、7.たな卸資産の状況

【調査票名】 7 - 【G調査票】

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)機関 (属性)政府サービス生産者(【A調査票】~【F調査票】に属する機関を除く。) (抽出枠)県民経済計算基礎調査公務機関一覧表

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)前年度1年間の実績(一部の項目については、調査実施年度前年度末現在) (系統)新潟県-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年11月上旬~12月下旬

【調査事項】 1.機関の現況、2.税目、3.海洋運輸(離島連絡航路)、沿岸運輸(海浜航路)、内陸水運(河川・湖沼遊覧航路)

【調査名】 中小企業景況調査（平成24年届出・3回目）

【受理年月日】 平成24年10月26日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 本調査は、愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査 調査票

【調査票名】 1 - 中小企業景況調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県内全域 （単位）企業 （属性）製造業、卸・小企業、建設業、サービス業を営む中小企業 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 162,000 （配布）郵送・ファクシミリ （収集）郵送・ファクシミリ （記入）自計 （把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期 （系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月期（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1.業種、2.従業員数、3.当期の経営実績、4.採算、5.設備投資、6.雇用人員、7.金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、8.行政が今後強化すべき支援策、9.来期の見通し、10.採算及び設備投資の計画（四半期ごとに変更する事項）、11.大学等新卒者の採用動向（毎年1～3月期）、12.中小企業金融円滑化法が、平成25年3月末に終了した場合の影響に関する調査（平成24年10～12月期）